

令和 6 年 3 月 5 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 6 年 3 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号	件 名
議案第 3 7 号	洞爺湖町犯罪被害者等支援条例の制定について
議案第 3 8 号	洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
議案第 3 9 号	洞爺湖町介護保険条例の一部改正について
議案第 4 0 号	水道法の改正に伴う関係条例の整備について
議案第 4 1 号	洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について
議案第 4 2 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 4 3 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 4 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 4 5 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 6 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 7 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 4 8 号	令和 5 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 4 9 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算
議案第 5 0 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算
議案第 5 1 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算
議案第 5 2 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 3 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算
議案第 5 4 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算
議案第 5 5 号	令和 6 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

議案第37号

洞爺湖町犯罪被害者等支援条例の制定について

洞爺湖町犯罪被害者等支援条例を次のように定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は、軽減し、安全で安心して暮らすことのできるよう支援するための取組をいう。
- (4) 町民 町内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び町内で活動する団体をいう。
- (5) 事業者 町内で事業活動を行なう個人及び法人その他の団体をいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

- (8) 関係機関 国、北海道その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

- (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。
- (3) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- (4) 町及び関係機関による相互の連携及び協力の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 町は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行なうに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、町及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することがで

きるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報提供)

第7条 町は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

2 町は、犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等支援を所管する課に置くものとする。

(見舞金の支給)

第8条 町は、犯罪被害者等に対し規則で定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める見舞金を支給することができる。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

(日常生活の支援)

第9条 町は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第10条 町は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 町は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第12条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(町民及び事業者の理解の増進)

第13条 町は、犯罪等の被害に対する町民及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について、町民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第8条の規定による見舞金の支給は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。

(洞爺湖町防犯及び交通安全に関する条例の一部改正)

- 3 洞爺湖町防犯及び交通安全に関する条例（平成18年洞爺湖町条例第67号）第6条第4号中「犯罪及び」を削る。

議案第 38 号

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年洞爺湖町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（勤勉手当）

第 13 条の 2 会計年度任用職員（任期が 6 月以上であり、かつ、週の勤務時間が 15 時間 30 分以上である者に限る。）の勤勉手当の支給については、規則で定めるもののほか、一般職員の例による。ただし、勤勉手当基礎額に乗じる割合は、給与条例第 24 条第 2 項第 2 号の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年洞爺湖町条例第 26 号）第 7 条第 3 項中「(会計年度任用職員を除く。)」を削る。

議案第39号

洞爺湖町介護保険条例の一部改正について

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町介護保険条例の一部を改正する条例

洞爺湖町介護保険条例（平成18年洞爺湖町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「33,900円」に改め、同項第2号中「45,400円」を「51,000円」に改め、同項第3号中「54,000」を「51,300円」に改め、同項第4号中「59,800円」を「61,800円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「74,400円」に改め、同項第6号中「90,000円」を「93,000円」に改め、同号イ中「及び第8号イ」を「、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イ」に改め、同項第7号中「93,600円」を「96,700円」に改め、同号イ中「及び次号イ」を「、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イ」に改め、同項第8号中「110,200円」を「113,800円」に改め、同号イ中「((1)に係る部分を除く。)」の次に「、次号イ、第10号イ、第11号イ及び第12号イ」を加え、同項第9号中「122,400円」を「178,600円」に改め、同号を第13号とし、同項第8号の次に次の4号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 126,500円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ及び第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 141,400円

ア 合計所得金額が４２０万円以上５２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ及び第１２号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 １５６，２００円

ア 合計所得金額が５２０万円以上６２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）及び次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 １７１，１００円

ア 合計所得金額が６２０万円以上７２０万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第３９条第１項第１号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第５条第３項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２１，６００円」を「２１，２００円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２１，６００円」を「２１，２００円」に、「３６，０００円」を「３６，１００円」に改め、同条第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に、「２１，６００円」を「２１，２００円」に、「５０，４００円」を「５１，０００円」に改める。

第７条第３項中「第８号」を「第１２号」に改め、同項に次の４号を加える。

(9) 第５条第９号イに規定する者

(10) 第５条第１０号イに規定する者

(11) 第５条第１１号イに規定する者

(12) 第５条第１２号イに規定する者

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

(洞爺湖町介護保険条例の経過措置)

- 2 この条例による改正後の洞爺湖町介護保険条例第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第40号

水道法の改正に伴う関係条例の整備について

水道法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

水道法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(洞爺湖町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 洞爺湖町水道事業給水条例（平成18年洞爺湖町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項、第8条第1項及び第41条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(洞爺湖町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 洞爺湖町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年洞爺湖町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第41号

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

洞爺湖町公営企業の設置等に関する条例（令和5年洞爺湖町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第42号

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,373千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,399,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 町 税		1, 155, 500	74, 000	1, 229, 500
	2. 固 定 資 産 税	568, 800	15, 000	583, 800
	4. 町 た ば こ 税	75, 000	9, 000	84, 000
	5. 入 湯 税	120, 000	50, 000	170, 000
11. 地 方 交 付 税		3, 492, 741	46, 595	3, 539, 336
	1. 地 方 交 付 税	3, 492, 741	46, 595	3, 539, 336
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		58, 333	△ 8, 735	49, 598
	1. 分 担 金	22, 500	△ 7, 517	14, 983
	2. 負 担 金	35, 833	△ 1, 218	34, 615
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		209, 876	900	210, 776
	1. 使 用 料	178, 467	900	179, 367
15. 国 庫 支 出 金		769, 137	27, 066	796, 203
	1. 国 庫 負 担 金	296, 651	△ 3, 770	292, 881
	2. 国 庫 補 助 金	470, 038	30, 836	500, 874
16. 道 支 出 金		339, 375	△ 15, 053	324, 322
	1. 道 負 担 金	205, 593	△ 2, 685	202, 908
	2. 道 補 助 金	115, 748	△ 12, 077	103, 671
	3. 委 託 金	18, 034	△ 291	17, 743
19. 繰 入 金		399, 250	△ 120, 300	278, 950
	1. 繰 入 金	399, 250	△ 120, 300	278, 950
22. 町 債		964, 969	53, 900	1, 018, 869
	1. 町 債	964, 969	53, 900	1, 018, 869
歳 入 合 計		8, 341, 361	58, 373	8, 399, 734

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		59,047	△ 1,600	57,447
	1. 議 会 費	59,047	△ 1,600	57,447
2. 総 務 費		761,712	159,493	921,205
	1. 総 務 管 理 費	721,557	161,597	883,154
	2. 徴 税 費	7,818	△ 153	7,665
	3. 戸籍住民基本台帳費	17,970	△ 1,705	16,265
	5. 統 計 調 査 費	714	△ 246	468
3. 民 生 費		1,615,569	△ 25,600	1,589,969
	1. 社 会 福 祉 費	1,075,731	△ 9,294	1,066,437
	3. 医 療 助 成 費	217,126	△ 60	217,066
	4. 児 童 福 祉 費	166,117	△ 10,584	155,533
	5. 保 育 所 費	156,558	△ 5,662	150,896
4. 衛 生 費		1,127,718	△ 17,360	1,110,358
	1. 保 健 衛 生 費	211,109	△ 18,831	192,278
	2. 環 境 衛 生 費	38,470	△ 1,620	36,850
	4. 清 掃 費	875,412	3,091	878,503
6. 農 林 水 産 業 費		181,704	△ 16,455	165,249
	1. 農 業 費	136,130	△ 20,075	116,055
	2. 林 業 費	11,066	△ 1,059	10,007
	3. 水 産 業 費	34,508	4,679	39,187
7. 商 工 費		346,057	△ 24,525	321,532
	1. 商 工 費	86,353	△ 12,253	74,100
	2. 観 光 費	259,704	△ 12,272	247,432

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土 木 費		901,512	64,341	965,853
	2. 道 路 橋 梁 費	382,301	71,479	453,780
	3. 河 川 費	19,778	△ 880	18,898
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	30,030	△ 4,000	26,030
	5. 都 市 計 画 費	369,493	△ 745	368,748
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	69,617	△ 1,513	68,104
9. 消 防 費		325,213	△ 15,171	310,042
	1. 消 防 費	325,213	△ 15,171	310,042
10. 教 育 費		541,949	△ 17,541	524,408
	1. 教 育 総 務 費	140,486	△ 3,849	136,637
	2. 小 学 校 費	77,163	△ 6,001	71,162
	3. 中 学 校 費	113,813	△ 4,000	109,813
	4. 社 会 教 育 費	132,341	△ 3,346	128,995
	5. 保 健 体 育 費	78,146	△ 345	77,801
11. 公 債 費		952,962	△ 1,030	951,932
	1. 公 債 費	952,962	△ 1,030	951,932
12. 給 与 費		1,115,435	△ 12,000	1,103,435
	1. 給 与 費	1,115,435	△ 12,000	1,103,435
13. 予 備 費		67,695	△ 21,982	45,713
	1. 予 備 費	67,695	△ 21,982	45,713
14. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費		341,588	△ 12,197	329,391
	1. 新型コロナウイルス感 染 症 対 策 費	341,588	△ 12,197	329,391
歳 出 合 計		8,341,361	58,373	8,399,734

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	洞爺地区廃屋施設解体事業	130,000 千円
	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳ふりがな改修事業	4,498 千円
3 民生費	5 保育所費	保育所統合複合化建設事業 (外構工事実施設計)	6,160 千円
14 新型コロナウイルス感染症対策費	1 新型コロナウイルス感染症対策費	住民税非課税世帯臨時給付金事業	3,528 千円
		低所得世帯支援給付金(均等割のみ課税給付)事業	30,751 千円
		低所得世帯支援給付金(子ども加算)事業	9,000 千円

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
役場本庁 舎長寿命 化 事 業	46,100	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又 はその他資 金とし、そ の融資条件 による。 ただし、町 財政の都合 により措置 期間及び償 還期限を短 縮し、もし くは繰上償 還又は低利 に借換える ことができる。	42,800	同左	同左	同左
洞 爺 地 区 廃 屋 施 設 解 体 事 業	10,100	同上	同上	同上	87,000	同上	同上	同上

(単位：千円)

起債の 目 的	変 更 前				変 更 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
通学等支 援コミュニティ タクシー運行 事 業	7,100	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上
地域交流セ ンター解体 事 業	3,100	同上	同上	同上	2,700	同上	同上	同上
道 営 土 地 改 良 事 業	26,600	同上	同上	同上	24,600	同上	同上	同上
財 田 自 然 観 察 道 整 備 事 業	10,800	同上	同上	同上	5,800	同上	同上	同上
橋梁長寿命 化 事 業	17,300	同上	同上	同上	14,600	同上	同上	同上
町 営 住 宅 長 寿 命 化 改 修 事 業	8,900	同上	同上	同上	7,500	同上	同上	同上
通信指令台 更 新 事 業	1,900	同上	同上	同上	1,500	同上	同上	同上
社会教育施 設長寿命化 改 修 事 業	27,500	同上	同上	同上	26,800	同上	同上	同上

議案第43号

令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,231,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-19-

議案第44号

令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,235千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,235,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 介 護 保 険 料		214,431	△ 5,243	209,188
	1. 介 護 保 険 料	214,431	△ 5,243	209,188
2. 国 庫 支 出 金		292,320	8,667	300,987
	1. 国 庫 負 担 金	189,563	△ 2,036	187,527
	2. 国 庫 補 助 金	102,757	10,703	113,460
3. 道 支 出 金		176,996	△ 425	176,571
	1. 道 負 担 金	167,713	83	167,796
	2. 道 補 助 金	9,283	△ 508	8,775
4. 支 払 基 金 交 付 金		302,989	△ 2,573	300,416
	1. 支 払 基 金 交 付 金	302,989	△ 2,573	300,416
6. 繰 入 金		205,642	△ 4,661	200,981
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	201,998	△ 1,017	200,981
	2. 基 金 繰 入 金	3,644	△ 3,644	0
歳 入 合 計		1,239,762	△ 4,235	1,235,527

(単位：千円)

-22-

議案第45号

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和5年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,013千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ188,708千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-25-

議案第46号

令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	296,360	△3,000	293,360
第1項 営業収益	194,761	0	194,761
第2項 営業外収益	101,598	△3,000	98,598
第3項 特別利益	1	0	1

〈支 出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業費用	296,360	△3,000	293,360
第1項 営業費用	282,678	△5,374	277,304
第2項 営業外費用	10,492	615	11,107
第3項 特別損失	1	0	1
第4項 予備費	3,189	1,759	4,948

第3条 予算第9条他会計からの補助金「37,000千円」を「34,000千円」に改める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第47号

令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

〈収 入〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業収益	86,800	△6,115	80,685
第1項 営業収益	44,303	0	44,303
第2項 営業外収益	42,496	△6,115	36,381
第3項 特別利益	1	0	1

〈支 出〉 (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 簡易水道事業費用	86,800	△6,115	80,685
第1項 営業費用	76,200	△3,173	73,027
第2項 営業外費用	5,039	0	5,039
第3項 特別損失	600	0	600
第4項 予備費	4,961	△2,942	2,019

第3条 予算第9条他会計からの補助金「45,000千円」を「39,000千円」に改める。

第4条 予算第10条たな卸資産の購入限度額「2,608千円」を「2,108千円」に改める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第48号

令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入)		(単位：千円)	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	588,039	21,661	609,700
第1項 営業収益	181,773	4,300	186,073
第2項 営業外収益	406,265	17,361	423,626
第3項 特別利益	1	0	1

(支 出)		(単位：千円)	
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	588,039	21,661	609,700
第1項 営業費用	548,057	24,845	572,902
第2項 営業外費用	26,804	△600	26,204
第3項 特別損失	7,204	162	7,366
第4項 予備費	5,974	△2,746	3,228

第3条 予算第4条 本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額90,057千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収 入)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	562,415	△8,300	554,115
第1項 企業債	192,700	3,900	196,600
第2項 他会計補助金	147,502	0	147,502
第3項 国庫補助金	222,200	△12,200	210,000
第4項 負担金等	13	0	13

(支 出)

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	664,772	△20,600	644,172
第1項 企業債償還金	238,172	0	238,172
第2項 建設改良費	426,600	△20,600	406,000

第4条 予算第5条 債務負担行為を、次のとおり補正する。

(変更)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
終末処理 場他機械 電気設備 更新事業	令和5年度から 令和5年度まで	401,400 千円	令和5年度から 令和6年度まで	401,400 千円

第5条 予算第6条 企業債を、次のとおり補正する。

(変更)

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
公共 下水道 事業	191,500	普通 貸借 又は 証券 発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利率 見直しを 行った後 において は、当該見 直し後の 利率)	政府資金又は その他資金とし、その 融資条件によ る。ただし、町財政の 都合により 据置期間及び償還期限 を短縮し、もしくは繰上 償還又は低利に借換える ことができる。	195,900	同左		
公営 企業 会計 適用 事業	1,200				700			

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	39,658	△1,238	38,420

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第49号

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算

令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,882,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 町 税		1,201,140
	1. 町 民 税	358,440
	2. 固 定 資 産 税	549,000
	3. 軽 自 動 車 税	23,700
	4. 町 た ば こ 税	80,000
	5. 入 湯 税	190,000
2. 地 方 譲 与 税		71,976
	1. 自 動 車 重 量 譲 与 税	51,000
	2. 地 方 揮 発 油 譲 与 税	17,500
	3. 森 林 環 境 譲 与 税	3,476
3. 利 子 割 交 付 金		300
	1. 利 子 割 交 付 金	300
4. 配 当 割 交 付 金		2,300
	1. 配 当 割 交 付 金	2,300
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		2,000
	1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金		15,000
	1. 法 人 事 業 税 交 付 金	15,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金		230,000
	1. 地 方 消 費 税 交 付 金	230,000
8. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		500
	1. ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	500
9. 環 境 性 能 割 交 付 金		6,000
	1. 環 境 性 能 割 交 付 金	6,000
10. 地 方 特 例 交 付 金		3,000
	1. 地 方 特 例 交 付 金	3,000

款	項	金 額
11. 地 方 交 付 税		3,500,000
	1. 地 方 交 付 税	3,500,000
12. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		800
	1. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	800
13. 分 担 金 及 び 負 担 金		49,627
	1. 分 担 金	13,125
	2. 負 担 金	36,502
14. 使 用 料 及 び 手 数 料		206,134
	1. 使 用 料	175,889
	2. 手 数 料	30,245
15. 国 庫 支 出 金		490,146
	1. 国 庫 負 担 金	289,369
	2. 国 庫 補 助 金	198,571
	3. 委 託 金	2,206
16. 道 支 出 金		322,206
	1. 道 負 担 金	204,633
	2. 道 補 助 金	103,391
	3. 委 託 金	14,182
17. 財 産 収 入		23,745
	1. 財 産 運 用 収 入	19,743
	2. 財 産 売 払 収 入	4,002
18. 寄 附 金		272,201
	1. 寄 附 金	272,201
19. 繰 入 金		363,650
	1. 繰 入 金	363,650
20. 繰 越 金		20,000
	1. 繰 越 金	20,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議 会 費		59,873
	1. 議 会 費	59,873
2. 総 務 費		779,376
	1. 総 務 管 理 費	739,669
	2. 徴 税 費	5,518
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	30,991
	4. 選 挙 費	364
	5. 統 計 調 査 費	1,685
	6. 監 査 委 員 費	1,149
3. 民 生 費		1,677,786
	1. 社 会 福 祉 費	1,075,220
	2. 国 民 年 金 費	37
	3. 医 療 助 成 費	211,786
	4. 児 童 福 祉 費	177,100
	5. 保 育 所 費	213,643
4. 衛 生 費		887,203
	1. 保 健 衛 生 費	217,809
	2. 環 境 衛 生 費	31,853
	3. 畜 犬 対 策 費	221
	4. 清 掃 費	634,304
	5. 公 害 対 策 費	3,016
5. 労 働 費		3,200
	1. 労 働 費	3,200
6. 農 林 水 産 業 費		154,255
	1. 農 業 費	93,850
	2. 林 業 費	10,628
	3. 水 産 業 費	49,777

款	項	金 額
7. 商 工 費		319,836
	1. 商 工 費	54,691
	2. 観 光 費	265,145
8. 土 木 費		1,048,911
	1. 土 木 管 理 費	33,806
	2. 道 路 橋 梁 費	371,266
	3. 河 川 費	4,200
	4. 公 園 及 び 緑 化 費	42,873
	5. 都 市 計 画 費	344,174
	6. 住 宅 ・ 建 築 費	252,592
9. 消 防 費		431,637
	1. 消 防 費	431,637
10. 教 育 費		426,625
	1. 教 育 総 務 費	127,213
	2. 小 学 校 費	79,973
	3. 中 学 校 費	62,564
	4. 社 会 教 育 費	68,737
	5. 保 健 体 育 費	88,138
11. 公 債 費		950,754
	1. 公 債 費	950,754
12. 給 与 費		1,122,544
	1. 給 与 費	1,122,544
13. 予 備 費		20,000
	1. 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	7,882,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
町史編纂業務委託	自 令和 7年度 至 令和11年度	30,000千円
西胆振行政事務組合負担金 (西いぶり消防指令センター整備事業)	自 令和 7年度 至 令和 7年度	191,535千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
役 場 本 庁 舎 長 寿 命 化 事 業	82,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後に おいては、当該 見直し後の利率)	政府資金又はその他 資金とし、その融資条 件による。 ただし、町財政の都 合により措置期間及び 償還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は低 利に借換えることがで きる。
子ども医療助成 拡 大 事 業	16,400	同 上	同 上	同 上
保育所統合複合化 施 設 建 設 事 業	21,600	同 上	同 上	同 上
火葬場解体事業	3,100	同 上	同 上	同 上
地域交流センター 解 体 事 業	31,900	同 上	同 上	同 上
西いぶり広域連合 新中間処理施設 建 設 事 業	424,400	同 上	同 上	同 上
道営土地改良事業	12,700	同 上	同 上	同 上
虻田漁港整備事業	14,000	同 上	同 上	同 上

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
住宅リフォーム 助 成 事 業	10,000	同 上	同 上	同 上
財田自然観察道 整 備 事 業	9,800	同 上	同 上	同 上
観光イベント等 補 助 事 業	27,000	同 上	同 上	同 上
道 路 環 境 等 整 備 事 業	80,800	同 上	同 上	同 上
虻 田 地 区 等 街路灯改修事業	45,600	同 上	同 上	同 上
橋梁長寿命化事業	21,400	同 上	同 上	同 上
河 川 緊 急 浚 渫 推 進 事 業	1,200	同 上	同 上	同 上
町営住宅長寿命化 改 修 事 業	87,500	同 上	同 上	同 上
通 信 指 令 台 更 新 事 業	41,500	同 上	同 上	同 上
災害対応ドローン 更 新 事 業	500	同 上	同 上	同 上
水槽車更新事業	65,100	同 上	同 上	同 上
高 校 生 通 学 費 助 成 事 業	8,500	同 上	同 上	同 上
学校施設空調設備 整 備 事 業	8,400	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策債	10,000	同 上	同 上	同 上

議案第50号

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算

令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,218,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

入 歳

歲入

款	項	金 額
1. 国 民 健 康 保 險 税		167,868
	1. 国 民 健 康 保 險 税	167,868
2. 道 支 出 金		886,708
	1. 道 負 担 金	886,708
3. 財 産 収 入		1
	1. 財 産 運 用 収 入	1
4. 繰 入 金		164,000
	1. 繰 入 金	164,000
5. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
6. 諸 収 入		5
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 受 託 事 業 収 入	1
	4. 雑 入	1
歳 入 合 計		1,218,583

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		33,252
	1. 総 務 管 理 費	32,034
	2. 微 収 費	418
	3. 運 営 協 議 会 費	238
	4. 特 別 対 策 事 業 費	562
2. 保 険 給 付 費		875,738
	1. 保 険 給 付 費	875,738
3. 国民健康保険事業費納付金		291,773
	1. 国民健康保険事業費納付金	291,773
4. 保 健 事 業 費		14,171
	1. 保 健 事 業 費	8,670
	2. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	5,501
5. 基 金 積 立 金		1
	1. 基 金 積 立 金	1
6. 公 債 費		100
	1. 公 債 費	100
7. 諸 支 出 金		304
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	304
8. 予 備 費		3,244
	1. 予 備 費	3,244
歳 出 合 計		1,218,583

議案第 5 1 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 2 9 9, 7 1 3 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 介 護 保 険 料		220,944
	1. 介 護 保 険 料	220,944
2. 国 庫 支 出 金		318,343
	1. 国 庫 負 担 金	208,420
	2. 国 庫 補 助 金	109,923
3. 道 支 出 金		195,457
	1. 道 負 担 金	186,671
	2. 道 補 助 金	8,786
4. 支 払 基 金 交 付 金		333,570
	1. 支 払 基 金 交 付 金	333,570
5. 財 産 収 入		10
	1. 財 産 運 用 収 入	10
6. 繰 入 金		231,332
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	208,332
	2. 基 金 繰 入 金	23,000
7. 繰 越 金		1
	1. 繰 越 金	1
8. 諸 収 入		56
	1. 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	2
	2. 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	53
歳 入 合 計		1,299,713

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		28,304
	1. 総 務 管 理 費	20,129
	2. 介 護 認 定 審 査 会 費	8,098
	3. 運 営 協 議 会 費	77
2. 保 険 給 付 費		1,215,658
	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	1,091,638
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	30,796
	3. 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	33,012
	4. 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	2,914
	5. 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	56,511
	6. そ の 他 諸 費	787
3. 地 域 支 援 事 業 費		54,808
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	19,783
	2. 包 括 的 支 援 事 業 費	35,025
4. 基 金 積 立 金		30
	1. 基 金 積 立 金	30
5. 諸 支 出 金		151
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	151
6. 予 備 費		762
	1. 予 備 費	762
歳 出 合 計		1,299,713

議案第 5 2 号

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 8, 3 7 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

第1表 歳入歳出予算

歲入

(単位：千円)

[illegible]

議案第53号

令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 戸 数 3, 6 2 0 戸
- (2) 年 間 総 給 水 量 9 3 2, 5 0 0 m³
- (3) 1 日 平 均 給 水 量 2, 5 5 0 m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (ア) 配水管布設工事 2 9 7 m
 - (イ) 配水管布設替工事 2 5 4 m
 - (ウ) 浄水場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第 1 款	水 道 事 業 収 益	3 1 1, 8 8 2 千円
第 1 項	営 業 収 益	1 9 5, 2 2 5 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1 1 6, 6 5 6 千円
第 3 項	特 別 利 益	1 千円

(支 出)

第 1 款	水 道 事 業 費 用	3 1 1, 8 8 2 千円
第 1 項	営 業 費 用	2 9 5, 7 8 3 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	1 0, 9 3 6 千円
第 3 項	特 別 損 失	1 千円
第 4 項	予 備 費	5, 1 6 2 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88, 394千円は、過年度分

損益勘定留保資金 78,553 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,841 千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	105,100 千円
第 1 項	企 業 債	105,100 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	193,494 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	85,236 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	105,182 千円
第 3 項	資 産 購 入 費	3,076 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	105,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。た だし、町財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事項	期間	限度額
三豊配水池施設更新実施設計業務	令和7年度から 令和7年度まで	22,924
上水道施設監視制御設備更新工事	令和7年度から 令和7年度まで	50,116

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 17,767千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、53,000千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、8,681千円と定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

議案第54号

令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 給水戸数 | 770戸 |
| (2) 年間総給水量 | 217,800m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 596m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |
| (ア) 簡易水道施設整備 | 一式 |
| (イ) 老朽管布設替工事 | 110m |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(収 入)

第1款	簡易水道事業収益	88,176千円
第1項	営業収益	45,175千円
第2項	営業外収益	43,000千円
第3項	特別利益	1千円

(支 出)

第1款	簡易水道事業費用	88,176千円
第1項	営業費用	81,218千円
第2項	営業外費用	4,354千円
第3項	特別損失	1千円
第4項	予備費	2,603千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額33,243千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,468千円、過年度損益勘定留保資金

8, 961千円、当年度損益勘定留保資金18, 476千円、当年度未処分利益剰余金2, 338千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	40, 100千円
第 1 項	企 業 債	40, 100千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	73, 343千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	35, 199千円
第 2 項	建 設 改 良 費	38, 144千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	38,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる資金につ いて、利率見直 しを行った後 においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金又はその 他資金とし、その融 資条件による。た だし、町財政の都合に より据置期間及び償 還期限を短縮し、も しくは繰上償還又は 低利に借換えること ができる。
公営企業会計 法適用事業	2,100	同上	同上	同上

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 簡易水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 10, 172千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、23, 800千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、168千円と定める。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明

令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計予算

第1条 令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(1) 接 続 戸 数 3, 5 6 5 戸
(2) 年間処理水量 1, 5 0 5, 8 8 5 m³
(3) 1 日平均処理量 4, 1 2 5 m³
(4) 主要な建設改良事業
(7) 虻田下水終末処理場外改築更新工事 一式

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第 1 款	下水道事業収益	593,433千円
第 1 項	営業収益	184,758千円
第 2 項	営業外収益	408,674千円
第 3 項	特別利益	1千円

第 1 款	下水道事業費用	593,433千円
第 1 項	営業費用	569,159千円
第 2 項	営業外費用	20,381千円
第 3 項	特別損失	1千円
第 4 項	予備費	3,892千円

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 1 9, 6 6 0 千円は、過年度損益勘定留保資金 4 6, 5 0 5 千円、当年度損益勘定留保資金 7 3, 1 5 5 千円で補てんするものとする。)

(収 入)

第 1 款	資 本 的 収 入	2 8 3, 3 7 4 千円
第 1 項	企 業 債	7 5, 5 0 0 千円
第 2 項	他 会 計 補 助 金	1 1 2, 2 7 2 千円
第 3 項	国 庫 補 助 金	9 5, 6 0 0 千円
第 4 項	負 担 金 等	2 千円

(支 出)

第 1 款	資 本 的 支 出	4 0 3, 0 3 4 千円
第 1 項	企 業 債 償 還 金	2 1 3, 0 3 4 千円
第 2 項	建 設 改 良 費	1 9 0, 0 0 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
洞爺湖町公共下水道虻田下水終末処理場他の建設工事委託に関する協定	令和7年度から令和7年度まで	2 3 2, 0 0 0 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	73,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又はその他資金とし、その融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公営企業会計適用事業	2,100	同上	同上	同上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失間の流用
- (2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 40,388千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、331,553千円である。

令和6年3月5日提出

洞爺湖町長 下 道 英 明